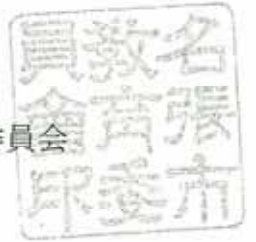


名張市社会教育委員

委員長 齊藤 健 様

名張市教育委員会



社会教育法第17条第1項第2号に基づく諮問について

下記のことにつきまして、社会教育法第17条第1項第2号に基づき、社会教育委員の意見をいただきたく諮問します。

記

1 公民館事業について

公民館活動については、昨年度の意見に基づき、指定管理者等に対し、講座内容の充実のための指導や職員研修を実施しているところです。

本年度は、引き続き社会教育の観点から、各指定管理者から提出された事業計画書等をご確認いただくとともに、地域の歴史、文化、自然など地域資源を活かした学びの場としての公民館活動について、また、公民館の指定管理者制度の継続についても、ご意見をいただきたい。

2 学校・家庭・地域の連携について

放課後子ども教室については、昨年度の意見をもとに、放課後児童クラブとの共同事業を推進するとともに、実施要項の見直しを行いました。また、学校支援地域本部事業については、学習支援での効果を高く評価いただいたところですが、コーディネート業務の分散化、負担を軽減できる体制づくりが望まれるとのご意見をいただきました。

本年度は、名張市の学校支援地域本部事業におけるコーディネート業務の進め方などについて、地域の教育力を高めるために、どのように推進すべきかについてご意見をいただきたい。